「訓練等給付に係る支給決定の更新(変更)についての意見書」に関するＱ＆Ａ

三原市 社会福祉課

Ｑ１ 対象のサービスは何ですか？

Ａ 　就労移行支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）、就労定着支援、自立訓練（機能訓

練・生活訓練・宿泊型） が対象です。

Ｑ２ 毎年提出が必要ですか？

**支援区分の有期に関係なく，**

**対象の訓練系サービスの更新時に必要です。**

Ａ 対象の訓練系サービス更新時に必要です。

（例）

・支援区分無しで、

Ａ型H30.8～Ｈ33.7 の決定がある場合

→**R3 .7 月末更新時に意見書を提出**

**（R3.7月末までの間の更新では、今まで通り事業所宛に電話で本人の様子を調査員から伺います。）**

・支援区分H30.8～H33.7 で、

Ｂ型H30.8～H31.7 の決定がある場合

→**R1 .7 月末更新時に意見書を提出**

Ｑ３ 提出するタイミングはいつですか？

Ａ 　期限が切れる概ね１０日前までに三原市へ提出してください。

Ｑ４ 新規で申請する場合も提出が必要ですか？

Ａ 訓練調査を行いますので、意見書は不要です。

（例）

・今まで全くサービスを利用したことが無く、新規で申請する場合

・受給者証の対象サービスの期限が切れたままサービスを中断した後、再度対象サービスを開始する場合

Ｑ５ サービスを終了し、受給者証を返却する場合も提出が必要ですか？

Ａ 　意見書は不要です。

Ｑ６ 対象サービスの事業所を複数利用している場合、すべての事業所から意見書の提出が必要ですか？

Ａ 　お見込みのとおり。

（例）

・原則日数の中で自立訓練とＢ型の日数を分けて利用している場合

・Ｂ型を２箇所利用している場合 など

Ｑ７ 事業所を変更する場合やサービスを変更する場合も提出が必要ですか？

Ａ ① 更新のタイミングでサービスを変更する場合

② 標準利用期間終了後、サービスを変更する場合

（就労移行を２年間利用した後、Ｂ型に変更する場合など）

③ 支給決定期間の途中でサービスを変更する場合

**⇒変更前の事業所から意見書を提出してください。**

**※同じ法人内や同じ事業所であっても、サービス変更の際は意見書が必要です。**

④ 自立訓練とＢ型を併用していたが、自立訓練を２年間利用後、Ｂ型のみの利用で更新する場合

**⇒利用中のＢ型事業所から意見書を提出してください。**

⑤ 支給決定期間内に、同じサービスで事業所のみを変更する場合

（Ｂ型の支給決定期間内で、事業所のみ変更する場合など）

⑥ 支給決定期間内に、同じサービスで支給量のみを変更する場合

（生活訓練月１５日・Ｂ型月８日から生活訓練８日・Ｂ型１５日に変更する場合、Ｂ型月１０日から原則日数に変更する場合 など）

**⇒意見書は不要です。**

⑦ 意見書の対象でないサービスに変更する場合

（Ｂ型から生活介護に変更する場合など）

**⇒意見書は不要です。認定調査を行う場合がありますのでお問い合わせください。**

Ｑ８ 直近３ヶ月の利用実績はどのように書けばよいですか？

Ａ 　**支給決定の期間が終了する前３カ月間の実績を記載してください。**

（例）３月末でサービスを更新する場合、１２月～２月の実績を記載

**また、直近３ヶ月間の利用実績が無い場合は、その理由を記載してください。**

（例）「入院中のため」など

Ｑ９ 意見書の様式はホームページからダウンロードできますか？

Ａ　 三原市のホームページよりダウンロードできます。

社会福祉課のページ：障害者福祉係の業務→障害福祉サービス・地域生活支援事業の利用について→★障害福祉サービスの手引きと関連様式はこちら→障害福祉サービス関連様式→「訓練等給付に係る支給決定の更新・変更についての意見書」　です。

Ｑ１０ 意見書は手書きでもパソコンで入力したものでも大丈夫ですか？

Ａ　　どちらでも受け付けます。

　　入力したものを提出される場合は、三原市のホームページより様式をダウンロードできます（Ｑ９参照）。